

## 本宮市農業委員会 令和2年3月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月23日（月）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 渡邊 謙輔 | 2 番 遠藤 政幸 | 3 番 國分 政利 |
| 4 番 伊藤 隆一 | 5 番 石橋 廣基 | 6 番 三瓶 和彦 |
| 7 番 渡邊 善幸 | 8 番 三瓶 修藏 | 9 番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 國分 隆一  | 2 番 川名 和弘   | 3 番 遠藤 栄太郎 |
| 4 番 國分 政彦  | 5 番 遠藤 俊雄   | 6 番 阿部 修司  |
| 7 番 佐藤 一徳  | 8 番 遠藤 正任   | 9 番 國分 保   |
| 10 番 大内 俊之 | 11 番 佐々木 清忠 | 12 番 佐藤 博衛 |

4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 三瓶 隆 農地係長 伊藤 晋平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。欠席、遅刻の通告は、ありません。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員7番 渡邊善幸委員 農業委員8番 三瓶修藏委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	( 2 番 遠藤 政幸 委員 )
農地転用調査委員長	調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、三瓶修藏委員、川名和弘委員、國分保委員で調査を実施しました。 去る3月12日（木）、午前10時00分より、事務局からの説明後、申請

	<p>人等の立会いのもと 11 件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第 15 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「資材置場敷地が 1 件」、「共同住宅敷地が 2 件」、「事務所等及び駐車場が 2 件」、「一般住宅敷地が 2 件」、「宅地分譲敷地が 9 区画分の申請が 1 件」です。</p> <p>うち、件番 7 の長屋字道内地内の駐車場敷地は、申請時に工事に着手しかけており、原状回復を条件に申請を受理しました。</p> <p>そこで、3 月 22 日(日)に再度、現地確認をした結果、畑に原状回復が完了しておりましたので、申請を受理したところであります。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 16 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 の内、和田字上境ノ内 159 番地の田は、雑草の仮払いにより耕作が可能と判断し、原野とは認められませんでした。</p> <p>その他の農地は、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、上境ノ内の田を除く、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>次に、件番 2 については、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>さらに、件番 3 については、すでに山林化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、件番 2 並びに件番 3 の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」、さらに、2 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」
事務局長	2 月定例会許可分は、2 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	<p>議案第 13 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 喜一委員	<p>議案第 13 号 件番 1 について、3 月 22 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。</p> <p>件番 1 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはありますか
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第 13 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 13 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。</p> <p>次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 喜一委員	<p>議案第 13 号 件番 2 について、3 月 22 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。</p> <p>件番 2 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 13 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定</p>

	に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 13 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 14 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 15 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 8 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 16 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 最初に、件番 1 の内、和田字上境ノ内 159 番地の田は、現地調査委員長の報告のとおり、雑草の仮払いにより耕作が可能と判断し、原野とは認められないとの報告のとおり、非農地である証明を承認しないことで異議ありませんか。 また、上境ノ内の田を除く、地番については非農地である証明を承認することで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 の内、和田字上境ノ内 159 番地は、非農地である証明を承認しないことで、また、それを除く、地番については、非農地である証明を承認することで決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 16 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 16 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 16 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 16 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	なお、11 頁の(新規設定)の番号 2 番につきましては、本農業委員会委員 1 番の渡邊謙輔委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは規制されておりますので、議事審議の間、退席を求めます。 暫時、休議します。
	(休 議)
	1 番 渡邊 謙輔 委員(退席)
会長 渡辺喜一	それでは、議事を再開します。まず、番号 2 番の議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。 1 番 渡邊謙輔委員の復席を認めます。 暫時休議します。



	(休 議)
	1 番 渡邊 謙輔 委員(着席)
会長 渡辺喜一	<p>続いて、同じく 11 頁から 12 頁の(新規設定)の番号 7 番から 10 番につきましては、本農業委員会委員 9 番の私(渡辺喜一)が当事者となっております。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは規制されておりますので、議事審議の間、退席します。</p> <p>暫時、休議します。</p>
	(休 議)
	9 番 渡辺 喜一 委員(退席)
	1 番 渡邊 謙輔 会長職務代理者(着席)
会長職務代理者	<p>それでは、議事を再開します。まず、番号 7 番から 10 番の議案に対する質疑を行います。</p>
	(質 疑)
会長職務代理者	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長職務代理者	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」番号 7 番から 10 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長職務代理者	<p>異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」番号 7 番から 10 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。</p> <p>9 番 渡辺喜一委員の復席を認めます。</p> <p>暫時休議します。</p>
	(休 議)
	9 番 渡辺 喜一 委員(着席)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、9 頁から 10 頁の(再設定)並びに 11 頁から 12 頁の番号 2 番及び番号 7 番から 10 番まで除く(新規設定)、さらに、13 頁の(売買)の議案に対する質疑を行います。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」9 頁から 10 頁の(再設定)並びに 11 頁から 12 頁の番号 2 番及び番号 7 番から 10 番までを除く(新規設定)、さらに、13 頁の(売買)の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」9</p>

	<p>頁から 10 頁の(再設定)並びに 11 頁から 12 頁の番号 2 番及び番号 7 番から 10 番までを除く(新規設定)、さらに、13 頁の(売買)の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改正について」の議案を上程します。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
	議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改正について」議案のとおり異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金標準額の改正について」議案のとおり決定いたしました。
	以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 3 月 2 3 日  
(閉会午後 時 分)

本宮市農業委員会会議規則第 1 9 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 7 番委員 渡辺 善幸

議席 8 番委員 三瓶 修蔵